

尼崎市訪問型支え合い活動補助事業実施要綱

(目的)

第1条 尼崎市訪問型支え合い活動補助事業（以下「補助事業」という。）は、地域で生活支援活動を実施する団体に対して、尼崎市訪問型支え合い活動補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、軽易な家事支援活動等の地域における高齢者の日常的な生活支援ニーズに対応するとともに、地域における多様な支え合いの体制づくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 高齢者 65歳以上の者をいう。
- (2) 居宅要支援被保険者 介護保険法（平成9年法律第123号）（以下「法」という。）第9条に規定する第1号被保険者（以下「第1号被保険者」という。）及び法同条に規定する第2号被保険者（以下「第2号被保険者」という。）であって、法第32条に規定する要支援認定を受けた者をいう。
- (3) 事業対象者 第1号被保険者であって、厚生労働大臣が定める基準（平成27年厚生労働省告示第197号）に掲げる様式第1の記入内容が同基準様式第2号に掲げるいずれかの基準に該当した者をいう。
- (4) 虚弱高齢者 高齢者のうち、軽易な家事支援等を必要とする者をいう。（ただし、第2号、第3号及び第5号に該当する者を除く。）
- (5) 居宅要介護被保険者 第1号被保険者及び第2号被保険者であって、法第27条に規定する要介護認定を受けた者をいう。
- (6) 生活支援活動 第2号から第5号に定める者に対して実施する軽易な家事支援活動をいう。
- (7) 補助事業 第6号に定める生活支援活動を本市からの補助金を受けて実施するものをいう。
- (8) 団体 補助事業を実施しようとする団体で、5人以上で構成し、かつ暴力団員及び暴力団密接関係者（尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第5号に規定する暴力団員及び同条第7号に規定する暴力団密接関係者をいう。以下同じ。）を含まないものをいう。
- (9) メンバー 団体の構成員をいう。
- (10) 利用者 第2号から第5号に定める者で、団体が実施する生活支援活動を利用する者をいう。
- (11) 生活支援サポーター 本市が実施する生活支援サポーター養成研修を修了した者をいう。

(団体の構成)

第3条 団体は、次の各号に定める要件を備えなければならない。

- (1) 地縁団体、任意団体又は非営利法人であって、営利を目的とした活動を行わない団体であること。
- (2) 特定の地縁団体、任意団体又は非営利法人に加入していることなどを利用条件とすることなく、活動を実施する圏域において、生活支援活動を希望する居宅要支援被保険者、事業対象者、虚弱高齢者及び居宅要介護被保険者を対象としている団体であること。
- (3) 団体は、事業が法第115条の45に規定する介護予防・日常生活支援総合事業として実施することに鑑み、居宅要支援被保険者及び事業対象者を主たる利用者として実施することに配慮すること。
- (4) メンバーの1人以上が生活支援サポーター又は他都市が実施する介護予防・生活支援サービス事業従事者（基準緩和型訪問サービスの従事者）であること。
- (5) 利用者のうち、居宅要支援被保険者、事業対象者及び虚弱高齢者については、その利用者が居住する地域を担当する地域包括支援センターと適宜連絡調整を図ること。
- (6) 利用者のうち、居宅要介護被保険者については、その利用者を担当する居宅介護支援事業所と適宜連絡調整を図ること。
- (7) 中央地区・小田地区・大庄地区・立花地区・武庫地区・園田地区の各地区において、高齢者の生活を支えるための地域資源や生活ニーズなどの情報共有等を行うために運営されている地区協議体について、活動を実施する圏域の地区協議体に積極的に参画すること。
- (8) 利用者の個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）及び死者に関する情報（死者に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の死者が識別することができるもの（他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。））は、漏えい、滅失又はき損しないよう適切に管理し、補助事業以外の目的には使用しないこと。また、個人情報の取得に当たっては利用目的を明示し、本人の同意を得たうえで取得すること。

2 団体は次の各号に定めるものを行ってはならない。

- (1) 介護保険事業を実施することを目的として、法に規定するサービス提供に係る指定を受けること。
- (2) その他事業の趣旨に適合しないと認められる活動を実施すること。

（生活支援活動の利用者）

第4条 補助事業の対象となる利用者は、次の各号に掲げる者で、尼崎市の第1号被保険者又は第2号被保険者の資格を有するものとする。

- (1) 居宅要支援被保険者
- (2) 事業対象者
- (3) 虚弱高齢者

(4) 居宅要介護被保険者

(生活支援活動の内容)

第5条 補助事業の対象となる生活支援活動は、第4条に定める対象者に対して行う次の各号に掲げる活動をいう。

- (1) 買物
- (2) ごみ捨て
- (3) 掃除（大掃除を含む）
- (4) 洗濯
- (5) 電球交換
- (6) 庭木の手入れ
- (7) 家具の移動
- (8) 代筆・代読
- (9) その他市長が必要と認めるもの

(利用の申し込み)

第6条 団体は、利用者に対して生活支援活動を提供するにあたり、利用者から訪問型支え合い活動に係る利用申込を受けるものとする。

- 2 団体は、前項の申込のあった生活支援活動の内容及び頻度等のうち、提供が可能な内容等を利用者に伝達するものとする。

(利用者負担額)

第7条 団体が利用者に対して生活支援活動を提供した場合の利用者負担額については、原則として1回の活動につき無料から1,500円までの範囲において、団体が補助事業の運営に必要な額を定めることができる。

- 2 前項に規定する利用者負担額の設定にあたっては、第5条の各号に定める生活支援活動ごとに団体が利用者負担額を定めることができる。
- 3 団体が利用者に対して会費等を徴収する場合、次の各号に掲げる金額の合計が、1,500円を超えない範囲とすること。
 - (1) 生活支援活動の1回あたりの利用者負担額
 - (2) 年間の会費等を104（52週/年×2回）で除した額
- 4 団体が第1項から前項に規定する利用者負担額を徴収する場合にあっては、利用者に対してその利用者負担額を記載した領収書を交付しなければならない。

(実施記録)

第8条 団体が利用者に対して生活支援活動を提供した場合は、その提供の都度、訪問型支え合い活動記録（様式第5号の1）にその提供内容等を記載するとともに、利用者によるその記載内容の確認のための署名を得るものとする。

（補助対象経費）

第9条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次の各号に掲げる経費とする。

- (1) コーディネーター人件費
- (2) 従事者人件費
- (3) 備品購入費
- (4) 消耗品費
- (5) 印刷製本費
- (6) 通信費
- (7) 保険料

（補助事業の実施期間）

第10条 補助事業の実施期間は、次の各号に掲げる期間とし、各期間の途中で補助事業を開始した場合には、当該期間の末日までを補助事業の実施期間（以下、「実施期間」という。）とする。

- (1) 第1四半期 4月から6月まで
- (2) 第2四半期 7月から9月まで
- (3) 第3四半期 10月から12月まで
- (4) 第4四半期 1月から3月まで

（補助金及び上限額）

第11条 交付する補助金の額は、1,500円から利用者負担額を減じた額（ただし、利用者負担額が500円以下の場合は1,000円）に、前条に規定する実施期間ごとにおいて、生活支援活動を提供した回数と、別表に定める係数を乗じて得た額とする。

2 前項の回数を算定するにあたっては、利用者ごとに日曜日を起点とする同一週内に2回までを上限とする。

3 第1項の回数を算定するにあたっては、第5条第2号に規定する活動を連続して同一の従事者が行った場合、最初に実施した1回のみを対象とする。

（補助対象団体認定申請）

第12条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、補助事業を実施する1月前までに、次の各号に掲げる書類を、市長に提出するものとする。

- (1) 尼崎市訪問型支え合い活動補助対象団体認定申請書（様式第1号）
- (2) 尼崎市訪問型支え合い活動団体構成員名簿（様式第1号別紙）
- (3) 尼崎市生活支援サポーター養成研修修了証又は他都市が実施する介護予防・生活支援サービス事業従事者（基準緩和型訪問サービスの従事者）であることを証する書類の写し

（補助対象団体認定決定等）

第13条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、当該団体の補助対象団体としての認定の可否を決定し、尼崎市訪問型支え合い活動補助対象団体認定（非認定）決定通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

2 前項で認定団体として決定した団体については、その団体が提供する生活支援活動の内容等を本市が広く情報公開するものとする。

（変更等の手続）

第14条 申請者は、第12条の申請に係る申請事項を変更しようとするとき又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、尼崎市訪問型支え合い活動補助対象団体変更等承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（変更等の承認）

第15条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査の上、変更等の可否を決定し、尼崎市訪問型支え合い活動団体変更等承認（不承認）決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知するものとする。この場合において、市長は、事業の目的を達成するために必要な条件を付することができる。

（実施報告及び交付申請）

第16条 団体認定の決定を受けた申請者は、補助事業を完了又は廃止したときは、尼崎市訪問型支え合い活動実施報告書（様式第5号）、訪問型支え合い活動記録（様式第5号の1）、訪問型支え合い活動収支報告書（様式第5号の2）及び訪問型支え合い活動補助金交付申請書（様式第6号）を、第10条に定める実施期間の最終日又は事業の廃止の日から14日以内に、市長に提出するものとする。

（交付決定及び交付決定等の通知）

第17条 市長は、前条の実施報告書及び交付申請書の提出を受けたときは、その内容を審査の上、交付する補助金の金額を確定し、尼崎市訪問型支え合い活動補助金交付額決定通知書（様式第7号）により、申請者に通知するものとする。

2 市長は、補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を交付申請をした者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第18条 前条の通知を受けた申請者は、尼崎市訪問型支え合い活動補助金交付請求書（兼受領委任状）（様式第8号）を、市長へ提出するものとする。

(補助金の支給)

第19条 市長は、前条の規定による請求書の提出があった場合において、これを審査し、適当と認めるときは、その請求に係る請求者に当該請求に係る額を支給するものとする。

(補助事業の経理等)

第20条 申請者は、補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。

2 申請者は、前項の帳簿及び証拠書類を補助事業の完了又は廃止の日から5年間保存しなければならない。

(交付決定の取消し)

第21条 市長は、偽りその他不正の手段によって交付決定を受けた者があると認めるときは、当該交付決定を取り消すことができる。この場合において、既に支払済みの補助金があるときは、市長は、期限を定めてその全部又は一部の返還を命ずることができるものとする。

(報告、検査及び指示)

第22条 市長は、必要があると認めるときは、団体に対し質問をし、報告を求め、若しくは補助対象事業の施行上必要な指示をし、又は第20条の帳簿その他関係書類について検査をすることができる。

(補助金の流用の禁止)

第23条 団体は、その交付を受けた補助金を他の用途に流用してはならない。

(実施の細則)

第24条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

付 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年(2026年)6月18日から施行し、令和8年(2026年)4月1日から適用する。

(第11条別表)

各実施期間中、利用者のうち、居宅要支援被保険者又は事業対象者に該当するもの(以下「要支援者等」という)の数が占める割合別の係数

要支援者等が占める割合	係数
半数以上である	1.0
半数に満たない	要支援者等の数を利用者の数で除し、小数点第3位以下を四捨五入して得た数